

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2021年2月16日 Tuesday)

第235号 (2020年度-第1号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

Facebook・Twitter・YouTube等の発信規制に疑問の声 ～ソーシャルメディアガイドライン案で「懲戒等の処分、法的措置」～

今、山口大学のソーシャルメディアポリシー等が策定されようとしています。この中で、「ソーシャルメディアガイドライン」の懲罰に関する定めについて様々な異論が出始めています。これは、2月2日(火)の第202回部局長会議で「ソーシャルメディアポリシー等の策定」が報告・協議されたことから始まったことですが、すでに人文学部からは懲罰に関することについては削除すべきではないかとの意見が出されています。特に問題となるのは、「ガイドライン」の「履歴等調査、懲戒等処分、法的措置」の項です。



「4. 大学における調査」
学生・教職員が、ソーシャルメディアを私的利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は山口大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴等を調査する場合があります。また、調査の結果によっては懲戒等の処分、法的措置を行うこともあります。

「懲戒等の処分、法的措置を行う」はガイドラインに馴染まない!



すでに相当数の国立大学でもガイドライン等が策定されていますが、こうした懲罰規定を定めているのは筑波大学等、一部のみとなっております。というより、今回出されたものは筑波大学の引き写しとなっております。策定の説明文書である「ソーシャルメディアポリシー群について」で例示されているのは、東北大学(学外非公開)・名古屋工業大学・岡山大学・広島大学の4大学ですが、名古屋工業大学では懲戒等にはまったく言及しておらず、広島大学(2013年策定)でも同様です。岡山大学(2014年策定)の場合は履歴調査についてはほぼ同じ定めですが、懲戒等についてはやはり言及していません。この他、島根大学(2017年策定)も履歴調査を行うとしていますが、懲戒等については「また、内容によっては懲戒等の処分に発展することもあります。」とするに留めていますが、この点は東京大学の「このような非違行為は、懲戒処分などの対象にもなりうるものです。」と同様の定めと言えます。この他、香川大学(2016年策定)も懲戒等にはまったく言及せず、むしろ、「機密情報の取り扱い」の項で「公益通報者保護法に基づく情報発信を排除するものではない」と明示しています。

結局、山口大学の案は、新聞で「SNSの管理、広がる疑心暗鬼」と報じられている筑波大学(2020年策定)の「本学の名誉・信用を傷つけた場合、処分などの対象となる」との定めに近いものと見ざるを得ません。もともと「ガイドライン」は法律・規則ではなく、自主的に守るべき、あるいは守った方がよい基準を示すものとして使われており、今回の山口大学案のように、「懲戒処分・法的措置を行う」という定めは「ガイドライン」には到底馴染まない、書くべきではないものであると言えます。

*山口大学教職員組合は本日、評議会構成員の方々に、「山口大学のソーシャルメディアガイドライン等策定について」として、問題点を指摘した文書を送付しました。(2頁に資料掲載)

2021年2月16日

部局長・評議員 各位

山口大学教職員組合
執行委員長 福田



山口大学の「ソーシャルメディア利用ガイドライン」策定について

各位におかれては、山口大学の教育研究の維持・発展へのご尽力に敬意を表します。

さて、2月2日開催の部局長会議で協議され、3月の教育研究評議会で決定されようとしている、「ソーシャルメディア利用ガイドライン」は、下記のとおり、内容・策定手続きに問題があると考えます。特に、「調査・懲戒処分・法的措置」等については、文言削除が必要です。

つきましては、各学部教授会等での慎重審議をお願いするとともに、性急な決定が行われることのないよう対応いただくようお願いいたします。

記

1. そもそも「ガイドライン」は、通常、「守るべき基準」などを示すものであって、ガイドライン自体に「懲戒処分」法的措置」を記載することは馴染まない。しかも、「法的措置」となれば、それは山口大学の独自措置ではなく警察・司法等によるものであり、およそ大学のガイドラインとしては有り得ないものである。総務省による「ソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」でもいくつかの留意事項・注意事項を示すに留め、「処分」等については一切言及していないことと比較しても、相当の違和感を覚えるものである。
2. 「ソーシャルメディアポリシー群について」で他大学の例として示されている名古屋工業大学・岡山大学・広島大学等では、岡山大学が調査に言及してはいるものの、いずれも今回のガイドライン案のような形で「懲戒処分・法的措置」には言及しておらず、その必要性の根拠が希薄である。また、2月9日の教育研究評議会で提示された資料では、中四国地区に限って他大学のガイドラインを示しているが、より広く全国視野に立って資料を提示すべきである。その際、国立大学に限らず私立大学の例も参考とすべきである。
3. 今回のガイドラインは、教員のみではなく、事務系職員・医療系職員などその他のすべての職員と学生を対象としたものであり、教授会・教育研究評議会のみでの協議で決定されるべきものではない。
4. 全国の国立大学ですでにガイドラインが策定されており、山口大学で策定するとすれば、先発の各大学のガイドライン等の内容、実質的な効果の確認、注意すべき事項等について、より全面的に検証すべきであり、発案の翌月に決定とのスケジュールはあまりにも性急である。
5. 以上を踏まえ、今回の案についてはいったん取り下げ、一定数の教員・職員による「策定委員会」を設置し、慎重な審議を行った上で、しかるべき手順を経て策定すべきである。その際、学生からの意見聴取についても何らかの方法で行うべきである。
6. なお、これまで山口大学において SNS 等での発信で明らかに不適切と思われた事例があれば、そうした具体例について明示することが必要である。

以上



SNS利用の際に注意したい5つのポイント

SNSは社会の常識にそった利用を行うことが大切です



1 他人のプライバシーを侵害しない



友達や知人、または交流のある有名人とのプライベートな交流内容や記念写真などを、軽い気持ちでSNSに投稿していませんか？このように「他者の個人情報」を含む投稿をSNS上で許可なく公開するとプライバシーの侵害にあたります。場合によってはSNSを介してあなたの個人情報も漏れてしまったり、プライバシー侵害も訴えられる可能性があります。



SNSで投稿をする際は、プライバシーを侵害していないかはもちろんのこと、他人の迷惑にあたる内容でないか考えよう。



校章や大学ロゴマーク、ブランドマーク、エンブレムも「商標登録」されています。無断で使用してはいけません。利用希望者は学生センターへ相談してください。

3 法律やモラルに反する行為をしない



軽い気持ちや悪ふざけで発言したつもりが、知らない人にまで情報が拡散、話題化して取り返しがつかない状況に…SNSではしばしば生じる光景の一つです。このような事例を「炎上」と呼びます。炎上が起きているのは、投稿されたモラルに反する内容がインターネット上で物議をかもして話題化してしまう場合がほとんどです。また、炎上に伴いSNSアカウントに登録しているプロフィール欄等から個人情報特定されてしまうことも多く、例えば、企業の採用担当者の目に触れて採用の取り消しに、という事例も少なくありません。さらに、アカウントの凍結を受けられることも…。あなたが被害者になる可能性も充分にあるのです。



目立ちたい気持ちで撮影した写真や発言が、一般常識を欠いていないか、法律等に違反した行為ではないか、よく考えよう。

5 デマに踊らされない



SNS上には不確かな情報が拡散されていることも多くあります。デマを信じてしまうことで、あなた自身がデマの拡散を促してしまうことも…。デマに踊らされないために、確かな報道機関や発信元からの情報かどうかを手チェックし、その出典と内容を確認してください。



SNSでの情報の拡散は慎重に。自分の発言が他人に影響を与えることを自覚しよう。

2 SNS上でのげんかはNG



SNSで発言し、一度インターネット上に載せてしまった内容は、自分のアカウントから削除しても、他者が拡散をした内容までは削除できないため、「完全な取り消し」ができません。さらに、SNSには、面識のない人も議論に加わりやすく、大げんかになりやすいという特性もあります。意見の交換や議論は大切ですが、熱くなりすぎには注意しましょう。



SNSは公共の場。自分にとっては独り言のつもりでも、インターネット上では大声で叫んでいるのと同じであること、自覚し、良識ある行動を心がけよう。

4 機密情報をもらさない



開発中の商品内容や、大学の研究内容等、ライバル会社や外部に知られると大きな損失を招いたり、信用問題が発生するため、機密にしておく重要なものを「機密情報」と言います。機密情報が漏れいすると、開発・研究プロジェクトがとん挫るばかりか、場合によっては法的に訴えられたり、損害賠償請求されることもあります。



アルバイトなどの就労先では従業員の一部であること、自覚し、社会的責任を負っていることを自覚しよう。

まとめ

SNSは社会の常識にそった利用を行うことが大切です。

わかりました!



一人ひとりが「発信者である」という意識を持って、SNSと付き合うんじや! わかったかな?

SNSは「情報が拡散される」特性があることを覚えよう。情報は一度拡散すると取り返しがつきません。

恣意的運用のおそれはないか

～私的発信で「山口大学の名誉を損ねたと判断」されることは？～

昨年4月13日に、山口大学がいち早く授業を開始したことについて、学生のツイッター等への投稿がきっかけとなって、「めざましテレビ」で全国放送されました。また、組合が4月10日に感染防止策の徹底を求めるとともに「開始時期の是非について再検討」も合わせて提案したこともあってか、急遽、翌4月14日からの「対面授業中止・遠隔授業への移行」を決定しました。その後、学生の手によって部活動規制反対署名・学年歴反対署名等が行われ大学の意思決定に大きな影響を与えました。しかし、こうした学生等の「私的発信」が「山口大学の名誉を著しく傷つけた」等と判断されることはないのでしょうか。学内の普通の風景が「肖像権の侵害」となりはしないのでしょうか。

例えばこの「くみあいニュース」で書いていることと同様なことを教職員・学生の誰かがTwitterやFacebookで発信したら、「山口大学の名誉を著しく損ねていると判断」し、「懲戒等の処分・法的措置を行う」のでしょうか。「大学が判断」というのは、運用によっては「知りえた秘密」ではない、事実にもとづく個人的な思い・意見の表明・批判であって「大学の名誉を著しく損ねた」ものではないことなどについて処分をほのめかすことによって、結局のところ、私的な発信あるいは公に大学を批判することを自粛させることになりはしないのでしょうか。



～事実に基づく批判を職務義務違反として理事を解任した下関市大～

公立大学法人下関市立大学では、理事である経済学部長が昨年10月に大分市で開催された学外のシンポジウム「大学の権力的支配を許していいのか」で、下関市立大学での教授会審査抜きの教員採用・経済系単科大学への特別支援教育専攻科設置等の大学自治・教授会無視の大学運営について、事実に基づき問題点を報告したことを、「職務上の義務違反」として理事を解任されるという事件が起きています。これも「大学の判断」として行われています。

ガイドライン作成の手続きも不十分・拙速

～事務系職員・医療職員や学生の意見は聴かないのか～

部局長会議・教育研究評議会資料によれば、「3月の教育研究評議会で決定いただきたい」とされ、各学部ではこれから教授会等に報告され、学部によってはその後、教員の意見を聴取した上で評議会で報告等することになる模様です。報告資料では「教職員がソーシャルメディアを利用するにあたって守るべき事項」とされていますが、利用ガイドライン案では「教職員及び学生ソーシャルメディアを利用するにあたっての基本的な心得として定める」とされています。



～わずか1カ月程度の「審議」で決めるのは拙速～

しかも、2月2日の部局長会議で協議、2月9日の教育研究評議会で審議、2月の各学部教授会等で報告等し3月上旬の教育研究評議会で決定と、わずか一か月足らずで決めてしまうのはあまりにも早計ではないのでしょうか。

かつて、軍事研究ガイドラインを教授会審議さえ行わず2017年5月に決定したものの、学内から様々な異論・批判が出され、結局、一年後の2018年4月に一部改正せざるを得なくなったことがあります。今回もそうした二の舞になりはしないかとの声も出ています。

大学を守るための規制ではなく、学生の利益を守るガイドラインを

私学では学生へ目を向けてガイドしています。3ページに掲載の法政大学の例をご覧ください。その他、立命館大学では「知っておきたいSNS利用“五箇条”」として、分かりやすくガイドしています。

